



# 「登録団体」

## 1 「登録団体」について

---

金沢区民の自発的な市民活動・生涯学習を推進するため、金沢区内で活動する市民活動・生涯学習団体を金沢区民活動センターに登録し、区民に紹介するなど活動を支援する制度です。

## 2 登録要件

---

「登録団体」は次の要件を全て満たす必要があります。

- ① 政治、宗教及び営利を目的としていないこと。
- ② 活動が自主的に行われていること。
- ③ 互助的な仲間内の活動でないこと。
- ④ ある特定の個人や団体のために行う活動ではないこと。

## 3 登録方法

---

センター「登録団体」登録申請書に次の書類を添えて提出してください。

- ① 定款（作成していない場合は規約またはそれに類する書類。）
- ② 役員名簿
- ③ 直近1年間の活動報告書（作成していない場合は活動内容がわかる書類。）
- ④ 直近期の決算書（作成している場合のみ。）
- ⑤ 団体の代表者の身分を証明できるものの写し。

登録要件に合致していることが認められた場合は、登録団体として登録します。

合わせて、センターを利用するための「利用登録証」を発行します。センター利用時には必ずご持参ください。

## 4 登録期間

---

- ・ 登録日から起算して3年間（更新可能、更新時期にご案内します。）
- ・ 定期更新日以降の登録の場合は次回の定期更新日まで。

## 5 登録に関する注意事項

---

- ・ 登録内容は個人情報を除き、原則として公開とさせていただきます。
- ・ 紹介依頼があった場合は依頼に応じる旨の確認を得た団体のみ、ご連絡先を依頼者に通知します。
- ・ 登録変更、登録の取下、登録要件に合致しなくなった場合は、速やかにご連絡ください。